

## ケーブルプラス電話に関する説明事項（重要）

本説明事項（重要）は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

### 1. サービス名称 [区分]

ケーブルプラス電話 [IP 電話サービス]

### 2. 本サービスを提供する会社

KDDI 株式会社

### 3. 問い合わせ先

#### 1 会社名

シーシーエヌ株式会社

#### 2 電話での問い合わせ先

##### (1) サービス内容

0120-344-893（時間 9:00～18:00）

##### (2) 接続・設定・故障

0120-344-893（時間 9:00～18:00）

##### 3 インターネット・メール等での問い合わせ先

##### (1) ウェブサイト

<https://ccn-catv.co.jp/>

##### (2) 電子メールアドレス

ccn@ccn-catv.co.jp

### 4. 留意事項

#### 1 サービスについて

(1) 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

(2) 記載の内容は 2021 年 12 月 10 日現在の情報です。

#### 2 請求についての注意

(1) 本サービスの利用料金はシーシーエヌ株式会社（以下「CCN」といいます。）から請求するものとします。

(2) 国際オペレータ通話等の請求書は、利用発生翌月に KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）から加入者に直接送付するものとします。

#### 3 他社料金についての注意

(1) 他社料金（NTT 東日本・NTT 西日本料金等）についてはあくまでも目安となります。

(2) NTT 東日本・NTT 西日本工事費については、加入者宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。

#### 4 個人情報の取り扱いについての注意

(1) KDDI が本サービスの申込に際して取得する個人情報については、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI 既存サービス・新サービスの案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用します。

#### 5 auID について

(1) ケーブルプラス電話の申込により、ケーブルプラス電話の契約が登録された auID を KDDI が払い出します。

(2) auID は、My au のログインに利用します。なお、auID の利用は KDDI の「auID 利用規約」によりです。

#### 6 その他

(1) 本説明事項に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

### 5. サービス内容

1 国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP 電話等向け通話を利用できます。

2 現在使用している NTT 東日本・NTT 西日本等の電話番号を継続して本サービスで利用（以下「番号ポータビリティ」といいます。）できます。詳細については「8-1 番号ポータビリティ」をご覧ください。

3 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。

4 本サービスは ISDN を利用することができません。

5 停電時は利用することができません（携帯電話や PHS、または、お近くの公衆電話を利用してください）。

### 6. 契約・申込について

1 この申込による契約は、KDDI のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。

2 申込を受付した場合でも、KDDI の設備の都合により、本サービスを利用できないことがあります。

3 NTT 東日本・NTT 西日本等の加入電話サービスに関する加入者情報（提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの）を NTT 東日本・NTT 西日本等が KDDI に対して提供することについて、申込者（申込者と電話加入者が異なる場合には、申込者および電話加入者）が同意するものとします。

4 110 番、119 番非常通報装置（※ 1）は本サービスに接続できません。

5 緊急通報等を行なう自動通報装置（電話機）（※ 2）は機能や設定される通話先の電話番号等により利用できない場合がありますので、本サービスに申込することができません。

6 本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、利用できない場合があります。

7 申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上で申込をするものとします。

8 申込者は、この契約に基づく加入者の権利を第三者に譲渡することはできません。

※ 1 非常ボタン等を押すことにより、110 番（警察）、119 番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。

※ 2 主に各自治体が高齢者や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。

### 7. 緊急通報（110/118/119）について

1 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、加入者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されないため、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

### 8. 電話番号の継続利用について

#### 1 番号ポータビリティを利用する場合

(1) NTT 東日本・NTT 西日本および NTT 東日本・NTT 西日本以外の事業者（以下「他社」といいます。）から本サービスへの番号継続に際し、現在利用中の電話サービスは終了（NTT 加入電話、INS ネット 64 は休止、NTT 加入電話・ライトプラン、INS ネット 64・ライトおよび他社の電話サービスは解約）となり、現在利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT 東日本・NTT 西日本および他社への手続きは KDDI が代行して行ないます。加入者からの手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。

※ NTT 加入電話、INS ネット 64 からの番号継続の場合は休止工事費 2,000 円（税込 2,200 円）が別途 NTT 東日本・NTT 西日本より請求されます。

※ 他社からの番号継続の場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用（工事費など）が発生する場合がありますので、現在利用しているサービス提供会社へ確認ください。

(2) NTT 東日本・NTT 西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。

(3) NTT 東日本・NTT 西日本等の電話サービス等に関する加入者情報（本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無、提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの）を NTT 東日本・NTT 西日本等が KDDI に対して提供することについて、申込者（申込者と電話加入者が異なる場合には、申込者および電話加入者）は同意するものとします。

(4) 番号継続について NTT 加入電話等の加入者（名義人）の同意を得た上で申してください。

(5) 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合に提供可能となります。

① NTT 東日本・NTT 西日本が加入者に提供する一般加入電話（電話サービス）および ISDN（総合デジタル通信サービス）であること。または、NTT 東日本・NTT 西日本の一般加入電話および ISDN からの番号ポータビリティにより KDDI が別に定める他社サービスを利用していること。

② 現在、利用者が使用している電話番号であり、利用場所の変更がないこと。

③ 番号ポータビリティを利用できない場合は KDDI より新しい電話番号を提供します。

(6) 共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号継続は申込できません。

(7) 現在 ADSL サービス、申込電話番号に付随する各種割引サービスを利用している場合は定額料金が発生する場合がありますため、必ず解約の手続きを行なってください。

(8) インターネット接続サービスと合わせて利用する場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在利用しているサービス提供会社へ問い合わせください。

(9) 現在 INS64 をご利用の場合、ISDN の各種機能、ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末は利用できません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）は本サービスでは利用できません。

(10) NTT 東日本・NTT 西日本加入電話、INS ネット 64 の休止に伴い、NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票が加入者に送付されます。休止連絡票は、再度 NTT 東日本・NTT 西日本を利用する際等に必要となるため、大切に保管してください。

※ 他社からの番号継続の場合は休止連絡票が送付されることはありません。

(11) NTT 東日本・NTT 西日本加入電話の利用休止期間は原則 5 年です。ただし、加入者の NTT 東日本・NTT 西日本への申告により 6 年以降の延長が可能です。延長を行なわない場合は権利が失効となる場合がありますため、注意してください。詳しくは NTT 東日本・NTT 西日本に問い合わせてください。

(12) レンタル電話等の機器リースを利用している場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTT ファイナンス（株）（連絡先：0120-255-805）へ連絡してください。また NTT 東日本・NTT 西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルしている場合は、ケーブルプラス電話を申込む前に、必ず NTT 東日本・西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTT への返却）」を連絡してください。

#### 2 ホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり電話サービスからの切替を利用する場合

(1) ホーム電話/ホームプラス電話から本サービスへの番号継続に際し、ホーム電話/ホームプラス電話は解約となります。解約手続は KDDI が行うため、加入者からの手続は必要ありません。

(2) au ひかり電話サービスから本サービスへの番号継続に際し、au ひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続は KDDI が行うため、加入者からの手続は必要ありません。

※ au ひかりネットサービス/テレビサービスの取り扱いについては、KDDI または契約中のプロバイダへ問い合わせください。

(3) ホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり電話サービスで利用中の付加サービスも解約となるため、本サービス申込時に改めて申し込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めて申し込みが必要になります。

※ 付加サービスのうち「KDDI 電話 au で着信確認」サービスのみ、ホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり電話サービスでの登録情報が自動的に引き継がれます。

(4) ホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり電話サービスからの切替は、以下の条件に合致した場合に提供可能となります。

① ADSL one/メタルプラス電話/au ひかり電話サービスの利用場所とケーブルプラス電話の利用場所が同一住所であること（利用場所が異なる場合、番号継続ができない場合があります。）

② ホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり（au one net 利用の場合）電話サービスからの切替の場合は、ケーブルプラス電話の加入者名義が同一である、または二親等以内の同一姓であること（名義が異なる場合、KDDI からホーム電話/ホームプラス電話/au ひかり電話サービスの加入者へ郵送にて名義変更の確認をします）

③ au ひかり（他プロバイダ利用の場合）電話サービスからの切替の場合は、ケーブルプラス電話の加入者名義が同一であること。

※ 番号継続ができない場合、KDDI より新しい電話番号を提供します。

9. 本サービスの機能について

- 1 利用できない通話・通信先があります。詳しくはKDDIホームページを参照ください。  
(<https://www.kddi.com/phone/cableplus/call-menu/>)
- 2 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することを推奨します。  
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスの利用となりその通話料金が適用されます。
- 3 以下の機能・各種サービスは利用できません。

利用できない機能・サービス		
通信機能・サービス	ISDN	現在 INS64 をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスでは ISDN の機能はご利用いただけません。 ・2ch 利用はできません 1ch (1 回線) での提供となります。 ・ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。 ・DSU、TA (ターミナルアダプタ) を取り外してください。 ・ISDN のサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする) 等はお利用いただけません。
	G4 FAX 通信/スーパー G3 FAX 通信	G3 FAX は概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知 (UUI)	
	オフトーク通信サービス (電話回線を利用した自治体の防災放送等)	
	ノーリング通信サービス (電気/ガス/水道等遠隔検針・制御)	これらのサービスをご利用中、もしくはご不明な場合はお客様ご自身でサービス提供者 (ガス会社、警備会社等) へご連絡ください。利用の如何にかかわらず料金が発生する場合があります。
通話機能・サービス	信号監視通信サービス (セキュリティサービス等)	
	トリオホン	
	でんわばん	
	ナンバーお知らせ 136、空いたらお知らせ 159	
	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホンの機能はご利用いただけません。
	マジックボックス・ボイスワープセレクト等	
電話番号に関する機能・サービス	ボイスワープの一部機能	KDDI の転送サービスでは無応答転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン (ドアフォン)	電話の発信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
	二重番号サービス	
	i・ナンバー 代表組み ダイヤルイン	
KDDI または他社が提供する機能・サービス	ADSL サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。
	マイラインサービス (マイライン・マイラインプラス)	番号ポータビリティをお申込みの場合、自動的に解約になります。
	お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。 ※ KDDI の電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。 ただし、だんぜんトーク II 等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、当該番号を課金先とする KDDI カードの国際電話ご利用額に 25% の割引を適用します。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。
	トーキングダイヤル	

※上記に記載されていない場合でも利用できない場合があります。

4 以下の機能・各種サービスは利用できない場合があります。

機能・サービス		備考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式により利用できない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へ問い合わせください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも利用できない場合があります。

※ FAX は概ね利用できません。

10. 104 番号案内および電話帳への掲載手続きについて

- 1 104 番号案内と電話帳 (ハローページ<個人名編>) への番号掲載が利用できます。  
※電話帳はハローページ<個人名編>のみの掲載となり、掲載者名は加入者名 (個人名) となります。

11. 電話帳の配布について

- 1 電話帳の配布 (有料) を希望する場合は、別途タウンページセンター (<https://www.ntt-tp.co.jp>) へ連絡してください。

12. 利用料金

1 料金に関する注意

- (1) 本サービスの利用料金は C C N から請求します。  
※国際オペレータ通話等の請求書は、利用発生の翌月に KDDI から加入者に直接送付します。
- (2) 請求書の発行時期、料金の支払い方法については、C C N の定めるところによります。
- (3) 基本料については利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料 (月途中加入の場合)、解約月は全額の請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月に利用開始と解約を行なった場合は全額の請求となります。
- (4) ユニバーサルサービス料については毎月月末時点において契約中の加入者に全額を請求します。
- (5) 実際の請求時の消費税の計算方法は、C C N の定める方法となりますので、本説明事項に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- (6) 本説明事項に記載する料金とは別に、開通または解約の際に C C N が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは C C N に問い合わせください。
- (7) 保守費用については実費を請求します。
- (8) 本説明事項に記載する料金は 10% の税込価格です。

2 月額利用料

- (1) 基本料  
通常料金 1,463 円  
定額あんしんバック 2,530 円
- (2) 通話明細発行 (※)  
110 円  
※通話明細は KDDI よりご加入者に送付させていただきます。
- (3) 通話料

種別	通話料		
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話、J:COM PHONE プラスまたは J:COM PHONE ひかり向け通話 注 1)	無料		
定額あんしんバックを利用している場合の通話	10分まで無料 注 7)		
国内加入電話向け通話	市内通話 注 2)		
	県内市外通話 注 2)	8.8 円 / 3 分	
	県外通話 (※ 1)	16.5 円 / 3 分	
国際通話 注 3)	ダイヤル通話	例 : アメリカ本土宛 9 円 (免税) / 1 分 フィリピン宛 35 円 (免税) / 1 分 中国宛 30 円 (免税) / 1 分	
	携帯電話向け通話	au 宛	17.05 円 / 1 分
		上記以外宛	17.6 円 / 1 分
PHS 向け通話	11 円 / 1 分 別途 11 円 / 1 通話		
IP 電話向け通話	11 円 / 3 分		
020 番号宛通信 注 4)	11 円 / 40 秒 別途 44 円 / 1 通話		
衛星携帯電話 (陸上用) 宛	11 円 / 23 秒		
特別番号への通話	時報	8.8 円 / 3 分	
	天気予報	市内・県内市外 8.8 円 / 3 分 県外 16.5 円 / 3 分	
	番号案内 注 5)	220 円 / 案内	
	電報	KDDI エポルバ・NTT 東日本・NTT 西日本料金 注 6)	
	災害用伝言ダイヤル	8.8 円 / 1 分	
	行政 1XY サービス (188・189)	NTT コミュニケーションズ設定料金	
	ナビダイヤル (NTT コミュニケーションズ)	NTT コミュニケーションズ設定料金	
テレドーム (NTT コミュニケーションズ)	NTT コミュニケーションズ設定料金		

注 1) J:COM PHONE プラス、J:COM PHONE ひかりは、株式会社ジューピーターテレコムが提

供する電話サービスです。

注2) 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

注3) その他対地、オペレータ通話の通話料については問い合わせいただくか、KDDIのホームページ(<https://www.kddi.com/cable/>)で確認ください。

注4) 東京テレメッセージ株式会社の020番号を用いたサービス(D-FAX)のみ接続可能です。

注5) 番号案内(104)はKDDIエポルバ番号案内サービスへ接続します。障がいの方向け無料案内サービス「スマイル案内」を利用希望の方は、初回利用時に登録して頂きます。

注6) KDDIエポルバの「でんぼっぽ」につながります。NTT東日本・NTT西日本の電報を利用希望の場合、KDDIエポルバからの転送も可能です。

注7) 無料通話対象外となる通話先があります。詳細は、(7)に記載の「注意事項」を確認ください。

#### (4) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
-------------	--

※ユニバーサルサービス料は1電話番号毎に請求する月額料金です。

※認可料金は、ユニバーサルサービス支援機関が原則6ヶ月ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはユニバーサルサービス支援機関のホームページを参照ください。[\(https://www.tca.or.jp/universalservice/\)](https://www.tca.or.jp/universalservice/)

※なお、ユニバーサルサービス制度や加入者への請求については、以下URLを参照下さい。[\(https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/\)](https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/)

#### (5) 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
------------	---------------------------------------

※電話リレーサービス料は1電話番号毎に請求する月額料金です。

※認可料金は、電話リレーサービス支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは電話リレーサービス支援機関のホームページを参照ください。[\(https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/\)](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

※なお、電話リレーサービス制度や加入者への請求については、以下URLを参照下さい。[\(https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/\)](https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/)

#### (6) 手続きに関する料金

##### a 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

##### b その他料金

番号変更 注1)	2,200円
定額あんしんバック登録手数料 注2)	3,300円

注1) 加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

注2) ケーブルプラス電話の加入者でないお客様が定額あんしんバックを申し込む場合は無料です。

#### (7) 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	330円
発信番号表示	440円
番号通知リクエスト 注1)	220円
割込番号表示 注2)	110円
迷惑電話自動ブロック 注3、5)	330円
着信転送 注4)	550円

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日送付される「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」を確認ください。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) 迷惑電話自動ブロックは、2022年2月16日にサービスを開始します。ご予約いただいた場合、2022年2月28日までに登録のうえ、別途契約内容のご案内を郵送します。

注4) My auからの申込みはできません。ケーブルテレビ会社へ連絡ください。また申込みに際し、ケーブルプラス電話の加入者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日送付される「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」を確認ください。

注5) 迷惑電話自動ブロックに係る付加サービス利用料は、2021年12月10日から2022年2月28日までの間に次の①または②を満たした場合、ご利用開始月から3カ月間に限り、無料とします(迷惑電話自動ブロック3カ月無料キャンペーン)。

①ケーブルプラス電話のお申込みと同時に迷惑電話自動ブロックのお申込みがあったとき。

②ケーブルプラス電話のご利用者から迷惑電話自動ブロックのお申込みがあり、かつKDDIにてその登録が完了したとき。

#### (8) 月額料金プラン

ケーブルプラス電話 定額あんしんバック

概要	<p>月額2,530円で「かけ放題」(*1)、「電話オプションサービス」(*2)を利用することができます。加えて、「あんしん系付帯サービス」(*3)を提供します。詳細は、別途送付されるご利用ガイド別冊を参照ください。</p> <p>*1 対象となる通話先について、10分までの通話が無料になります(回数無制限)。対象外通話先等について、下記注意事項を確認ください。</p> <p>*2 対象となる付加サービスは、①発信番号表示、②割込通話、③割込番号表示、④番号通知リクエスト、の4点です。これに加えて、所定の本人確認が実施できたことを条件として、着信転送サービスを利用することが可能です。この場合、月額利用料2,530円に変更はありません。</p> <p>*3 詳細は、別途利用規約を確認してください。なお、その提供条件は変更される場合があります。</p> <p>※ 本バックは、個人のお客様を対象としており、法人のお客様は利用できません。</p> <p>※ 本バックに含まれる付加サービスを個別に解約することはできません。</p> <p>※ My auによる申込みはできません。加入希望の場合は、CCNへ連絡ください。</p> <p>※ ケーブルプラス電話の加入者でないお客様が本バックを申込んだ場合は、日割り料金が適用されます。ケーブルプラス電話の加入者が本バックを申し込んだ場合は、本バックの料金は翌月から適用されます。(電話オプションサービスのみ、KDDIが申込みを受領した日より提供されます。)</p> <p>※ 本バックを加入月と同月に解約する場合、日割り料金は適用されません(月額料金満額が適用されます。)</p> <p>※ KDDIが別途提供する「生活あんしんサービス(自転車プラン)」の加入者が、本バックに加入する場合、その「生活あんしんサービス(自転車プラン)」はお客様同意のもと、本バック加入月の末日をもって解約となります。</p>
注意事項	<p>・本バックに含まれるかけ放題対象通話は、①国内加入電話向け通話、②携帯電話向け通話、③PHS向け通話、④IP電話向け通話です。0180(テレドーム)、0570(ナビダイヤルなど)から始まる他社が料金設定している電話番号への通話や番号案内(104)、行政1XYサービス(188/189等)、衛星電話/衛星船舶電話への通話、DODサービスの一部、アクセスコールは無料通話の対象外となります。また、国際電話や海外での発信についても対象外となります。その他、KDDIが指定する番号(KDDI以外が提供する電話サービスの利用にあたり接続する番号、機械的な発信等により長時間または多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号等)は、無料通話の対象外となります。詳細は、KDDIホームページを参照ください。<a href="https://www.kddi.com/catv-service/anshin/inv/teigaku/kyotsu/taishogai_bango.pdf">https://www.kddi.com/catv-service/anshin/inv/teigaku/kyotsu/taishogai_bango.pdf</a></p> <p>・本バックご利用のお客様には、「ケーブルプラス電話 au ケータセット割」は適用されません。</p> <p>・着信転送サービスを申し込んだ場合は、ご契約内容のご案内が2通届く場合があります。</p>

#### (9) 割引料金

##### ①ケーブルプラス電話 au ケータセット割

概要	<p>KDDIに登録された加入者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話の登録加入者氏名が同じ、もしくは登録住所が同じ場合、基本料(月額利用料)より毎月110円減額する「ケーブルプラス電話 au ケータセット割」を適用します。定額あんしんバックの基本料(月額利用料)は割引対象外となります。</p> <p>なお、以下の場合は本割引の対象外となります。</p> <p>※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、割引の対象外となります。</p> <p>※ご利用のケーブルプラス電話とau携帯電話とをセットにした「auスマートバリュー」またはUQ mobileとをセットにした「自宅セット割引インターネットコース」が適用されている場合、本割引の対象外となります。</p> <p>※KDDIに登録された加入者の連絡先電話番号について、氏名、住所または電話番号の変更(*1)があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、割引の対象外となることがあります。</p> <p>※1 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。</p> <p>注) au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、auぶりペイド(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。</p>
注意事項	<p>・解約やキャンペーンの適用等により基本料(月額利用料)が110円に満たない場合であっても差額の返金等はありません。</p> <p>・「ケーブルプラス電話 au ケータセット割」の適用についてCCNに通知されることについて、承諾するものとします。</p>

##### ②auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)

※auケータからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります。



概要	<p>KDDI に登録された加入者の連絡先電話番号に au 携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話と au 携帯電話の登録加入者氏名が同じ、もしくは登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料とします。</p> <p>① au ひかり電話サービス（※1）・au ひかりちゅら電話サービス・ADSL one 電話サービス（※1）ホームプラス電話・au one net の 050 電話サービス（KDDI-IP 電話）・コミュファ光電話（※1）への国内通話</p> <p>② au 携帯電話（au ぶりペイド含む）への国内通話（au 世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。）</p> <p>※1 050 電話サービスを含みます。</p> <p>※その料金月の月末において、対象の au 携帯電話が解約・休止などの場合、割引の対象外となります。</p> <p>※KDDI に登録された加入者の連絡先電話番号について、内容の変更（※2）があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていなかった場合、割引の対象外となることがあります。</p> <p>※2 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注）au 携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、特に記載がある場合を除き、au ぶりペイド（au プリペイド式携帯電話）は対象外となります。</p>
注意事項	<p>・本割引の適用について C C N に通知されることについて、承諾するものとします。</p>

### ③オプションお得パックについて

概要	<p>あらかじめお申込みいただいたケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示及び迷惑電話自動ブロック（以下あわせて「迷惑電話自動ブロック対象付加サービス」）の付加サービス利用料が同時に発生する場合（※1）その付加サービス利用料（月額利用料）の合計額 1,430 円（税込）を、759 円（税込）に割引します（オプションお得パック）。</p> <p>※1 オプションお得パックは、迷惑電話自動ブロック対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。なお、迷惑電話自動ブロック 3 カ月無料キャンペーンの適用期間中、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料が 0 円となる場合にも、オプションお得パックは適用され、迷惑電話自動ブロック対象付加サービスの付加サービス利用料の合計額は 429 円（税込）となります。</p>
----	--

### (10) キャンペーンについて

#### ①初期費用無料キャンペーン

お申込対象者	ケーブルプラス電話契約した加入者
概要	ケーブルプラス電話の加入に関わる初期費用（契約料、番号ポータビリティ）が無料となります。
注意事項	本キャンペーンの適用は 1 設置場所につき、1 回限りとします。

### 1.3. 宅内機器（電話機能付ケーブルモデム）について

- 本サービスを利用する際は、C C N が設置する宅内機器を KDDI が指定する方法に則って接続して利用してください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの利用を停止または解除する場合があります。
- 宅内機器の電源は常に ON の状態で利用してください。電源が OFF の状態では発信/着信ができなくなります。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみ利用できます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更する場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際は C C N が交換・修理対応をしますが、加入者の責任による故障・紛失の場合は実費請求します。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離して使用してください。

### 1.4. 本サービスの解約について

- 本サービスを解約する場合には C C N に申し出てください。また、転居に伴う解約に際し、転居先において au ひかり電話サービスへ加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定している場合は、その旨を必ず C C N へ申し出てください。
- 宅内機器等については、C C N にて撤去工事を行いません。
- 番号ポータビリティにて利用していた本サービスの電話番号を NTT 東日本・NTT 西日本等で継続して利用する場合は（以下、「他社への番号ポータビリティ」といいます）、NTT 東日本・NTT 西日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」を申請してください。
- 他社への番号ポータビリティの場合、NTT 東日本・NTT 西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。（ご申告いただいてから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでの利用となります。）
- 他社への番号ポータビリティにあたり、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については各社に確認してください。

### 1.5. 本サービスの提供条件を説明する会社

- シーシーエヌ株式会社（代理店届出番号：第 F1903315）

## ケーブルプラス電話サービスの工事および請求等に関する規約

別表1 工事費

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	CCN既加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	実費	実費
	CCN未加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	実費	実費
本サービス解約時	本サービス加入者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	実費	実費

### 第1条 (適用)

本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)がケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に基づいて提供するケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」といいます。)の開始または終了に必要なケーブルプラス電話接続回線の引込、移設および撤去に係る工事並びに電話機能付ケーブルモデムおよび端末設備機器(以下「終端装置」といいます。)の設置、移設および撤去に係る工事、その他これら保守に必要な工事のうち、シーシーエヌ株式会社(以下「CCN」といいます。)が行う工事および料金の請求等に関して適用されます。

### 第2条 (契約の成立)

CCNは、CCNを通じ、電話サービスの申込があったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。  
 2 CCNは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDIを通じ、申込を承諾しない場合があります。  
 (1) ケーブルプラス電話接続回線を設置し、または保守する事が技術上困難な場合。  
 (2) 申込をした者が、電話サービスに係る料金、または工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがある場合。  
 (3) その他CCNの業務の遂行上支障がある場合。

### 第3条 (工事の承諾)

約款所定のケーブルプラス電話加入者(以下「加入者」といいます。)は、約款に基づきCCNがCCN所定の機器、工法により工事を行い、別表に定める「工事費」を支払うものとします。なお、加入者は、工事をCCN指定の業者(以下「CCN指定業者」といいます。)が行うことについても併せて承諾するものとします。  
 2 加入者は、工事上の必要があるときは、CCNまたはCCN指定業者が加入者の所有または占有する敷地、家屋および構築物等に立ち入ることを承諾するものとします。共同住宅、その他加入者以外の所有または占有する敷地、家屋および構築物等に立ち入る必要があるときは、加入者の責任においてその承諾を得るものとします。  
 3 CCNは、引込設備までの維持管理を行うものとし、加入者は宅内設備の維持管理を行うものとします。なお、終端装置の所有権はCCNに帰属します。  
 4 CCNは、別途定める「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、約款別記18で定める端末設備を加入者に貸与します。  
 5 契約の解約、解除の際には、CCNが引込設備、終端装置を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等を要する場合、並びに電話機の他事業者電話回線への接続や電話サービス利用以前の状態に復帰する工事および手続きは、加入者が行うものとし、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、終端装置の撤去に要する別途CCNが定める費用は、加入者の負担となります。

### 第4条 (サポート)

電話サービスの利用、利用の停止、その他電話サービスに関しては、約款の定めるところによるものとします。  
 2 電話サービスを利用できないときは、加入者の設備・利用態様に問題がないことを確認のうえ、加入者がCCNに申告するものとし、CCNがCCNおよびKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます。)のための手配を行います。CCNの工事またはKDDIの責任以外の原因によるときは、CCNおよびKDDIはサポートの責めを負いません。  
 3 加入者は、電話サービスの利用環境、容態のほか、申告の時間帯等により、サポートができない場合またはサポートに時間を要する場合がありますことを承諾するものとします。

### 第5条 (KDDI電話サービスに係る債権の譲渡等)

加入者は、約款の規定により支払いを要することとなった電話サービスに係る料金(以下「電話サービス料金」といいます。)に係る債権が、KDDIの定めるところによりCCNに譲渡されること、その結果CCNが当該債権を加入者に請求することを承諾したものとします。また、この場合加入者は、CCNおよびKDDIが加入者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

### 第6条 (支払い)

加入者は、工事代金のほか、KDDIからCCNが債権を譲り受けた電話サービス料金を、約款の定めに従い、CCNの請求に基づきCCNに支払うことを承諾するものとします。  
 2 加入者が支払期日を経過しても工事代金および電話サービス料金等を支払わないときは、支払済までの間(支払期日経過後にCCN本社以外で支払われた場合はCCNが支払の実事を確認できるまでの期間を含みます)、約款の定めに従い電話サービスの利用が停止されることがあるほか、支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合(1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします)による遅延損害金を支払うものとします。

### 第7条 (個人情報の取り扱い)

加入者の個人情報については、CCNが別に定める「個人情報の取り扱いについて」により取り扱うものとします。

### 第8条 (規約の改定)

CCNは、この規約を予告なく改定することができるものとします。CCNは、この規約を改定した場合は、CCNホームページに掲載するものとします。

### 附則

本規約は2021年4月1日から発効するものとします。

## 端末設備貸出サービスに関する契約条項

### 第1条（端末設備の貸出）

シーシーエヌ株式会社（以下「CCN」といいます。）は、ケーブルプラス電話加入者（以下「加入者」といいます）に対し、その加入者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1のCCNが別途指定する端末設備（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

### 第2条（端末設備機器の設置および撤去等）

CCNは、前項に基づき加入者に貸与する端末設備機器を加入者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り、）に設置し、その設置した日から加入者に対する当該端末設備機器の貸与が開始されるものとします。

2 加入者は、端末設備機器と加入者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等についてCCNの指示に従うものとします。

3 端末設備機器と加入者の機器との接続に必要な物品および端末設備機器を使用するにあたり必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。

4 CCNは加入者に対して、貸与開始において端末設備機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備機器の商品性および加入者の使用目的への適合性については一切担保しません。

### 第3条（端末設備機器の使用および保管など）

加入者は、端末設備機器を善良なる管理者の注意を持って使用および保管するものとします。

2 加入者は、端末設備機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供し、または使用させ、端末設備機器を改造もしくは改変または加入者が利用契約において指定した当該端末設備機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、加入者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備機器を使用してはならないものとします。

3 加入者は、端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨をCCNに通知します。CCNはその通知を受領後、故障、毀損等の生じた端末設備機器（以下「故障品」といいます。）と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な端末設備機器（以下「代品」といいます。）を提供し、加入者は、故障品をCCNに返却するものとします。

4 前項の規定に拘らず、CCNは、加入者の責に帰すべき事由により端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、加入者に対し、別表1「端末設備機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

### 第4条（端末設備機器の返還等）

加入者は、解約等の理由で端末設備機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかにCCNへ連絡し、端末設備機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

2 端末設備機器の返還に係る工事は、CCNが特別と認める場合を除き、CCNまたはCCNが指定する業者が行うものとします。

3 解約等の理由で利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を返却するものとします。なお、CCNに返却がない場合は、CCNは解約費用とは別に、端末設備機器購入代金相当額を請求できるものとします。

### 第5条（責任の範囲）

CCNおよびKDDI株式会社（以下「CCN等」といいます。）は、CCN等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備機器の故障、滅失または毀損等により加入者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、CCN等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 CCN等は、端末設備の修理等にあたってCCN等の責めに帰すべき事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、CCN等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3 前二項の場合において、CCN等は、CCN等の責めに帰すべからざる事由により加入者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

別表1 端末設備機器購入代金相当額

端末設備機器購入代金相当額	14,300円
---------------	---------